人口減少対策意識啓発強化期間推進事業委託 企画提案募集実施要領

この要領は、人口減少対策意識啓発強化期間推進事業に係る企画提案募集(公募型プロポーザル)に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本業務は、国の交付金を財源の一部として実施する事業であり、国の交付決定及び 愛媛県の令和7年度当初予算の成立を前提に行うものである。そのため、国の交付決定がな されなかった場合又は減額された場合や、県の予算が原案どおり成立しなかった場合などに は、業務内容の変更や業務実施そのものを中止する等の可能性がある。本業務が実施されな い場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

1 趣旨

「2060 年の県内人口 100 万人確保」の目標達成に向けては、県や市町など行政の取組、企業・事業所自らによる変革・成長と合わせ、県民一人一人の意識や今後の行動が重要である。

県民一人一人の生き方が尊重される社会を構築することを前提とした上で、人口減少対策に対する社会全体の意識を醸成するため、大学生等が帰省し、就職活動を意識し始める時期である8~9月に若者を対象とした集中的なPRを実施する。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案募集(公募型プロポーザル方式)により受託事業者を選定し、業務を委託する。なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

人口減少対策意識啓発強化期間推進事業

(2)委託期間

契約の日から令和7年12月31日まで

(3)業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(4)委託料上限金額

6,336 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 担当部局及び提出先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 地域政策課 地方創生グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号: 089-912-2235 FAX 番号: 089-912-2249

E-mail : chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5~7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること、又は企画提案への参加表明時に入札参加資格申請が県に受理されており名簿に登録される予定であること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされてないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。) であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な 取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与して いると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、現金出納簿 等の会計関係帳簿類を整備していること。
- 5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ人口減少対策意識啓発強化期間推進事業 委託企画提案募集参加申込書(様式1)を提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出期限

令和7年3月10日(月)17時(必着)

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。

(持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口(地域政策課 089-912-2235) に受領確認の電話を必ず行うこと。)

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、人口減少対策意識啓発強化期間推進事業委託企画提案募集参加辞退届(様式2)を提出すること。

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、上記(1)の提出期限までに人口減少対策意識啓発強化期間 推進事業委託企画提案募集質問書(様式3)を提出すること。電話や来訪など口頭 による質問は受け付けない。回答は、参加申込者全員に対し行う。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 人口減少対策意識啓発強化期間推進事業委託

企画提案提出書(様式4)

1 部

イ 見積書

1 部

ウ 企画提案書(様式指定なし)

8部、PDFでの電子データ

エ 法人・団体の概要書(様式5)

1 部

(2) 企画提案書等の作成方法

- ア 企画提案内容は、別添「業務委託仕様書」の内容の全てを含むものとする。また、 仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項(業務の成果を 高めるための工夫等)があれば、その内容を記載すること。
- イ 記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)を用いるとともに、用紙はA4判 (片面印刷)を基本として作成すること。なお、コピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープ等では綴じずに、ダブルクリップ等で留めること。
- ウ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細 に記載の上、提案に必要な一切の経費を含めること。
- エ 企画提案書の構成は自由であるが、本要領「7 選定方法」を参照し、具体的な 提案内容を記載するとともに、事業の実施体制(責任者・スタッフの氏名、役職、本 事業における役割)及びスケジュール(契約締結から事業完了までの大まかなスケ ジュール)を記載すること。
- (3) 提出期限及び提出先

令和7年3月21日(金)17時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留)により、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。合わせて電子データ(PDF形式)を電子メールにより提出すること。

(持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口(地域政策課 089-912-2235) に受領確認の電話を必ず行うこと。)

なお、持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ)とする。

また、郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。

※団体規約や役員名簿の提出を指示する場合がある。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の 提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案を提出することはできない。
- エ 法人・団体の概要書(様式5)の提出の際は、法人・団体の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

7 選定方法

(1) 審査

書面による審査・評価を行い、受託者として最適と考えられる事業者(最優秀提 案者)を選定する。

(2) 審查基準

次に掲げる項目から評価を行う。なお、審査の結果において審査得点が総得点の 6割以上である場合に受託候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者 がいない場合には、再度公募を実施する。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	業務理解	本業務の趣旨を十分に理解するとともに、仕様書の	
	(配点 20 点)	主要な要件を満たし、事業の目的に沿った基本的な	20
		考え方が提案されているか。	
2	事業遂行能力	業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要	
	(配点 25 点)	な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものである	10
		か。	
		本業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標	10
		達成に向け妥当であるか。	10
		事業者は、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の	_
		実績を有しているか。	5
3	企画提案内容	具体性、妥当性、実現可能性を伴っているか。	10
	(配点 50 点)		
		CM、動画配信が、多くの県民の関心を引き付ける	0.0
		方法で放映、配信されるか。	30
		仕様書に示された内容以外に独自の提案がなされて	10
		いるか。	10
4	その他	経費の見積額が妥当であり、企画提案内容との整合	
	(配点 5 点)	がとれているか。また、理解しやすい積算となって	5
		いるか。	
合 計			100

- (5) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 本要項「2 委託業務の内容 (4)(委託料上限金額)」を超える見積書の提出 があったとき。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明 したとき。

8 審查結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知 しない。また、個別の審査内容の照会には応じない。

9 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「業務委託仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者 の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案者との協議等の結 果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

10 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思 及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しな ければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して 提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- (1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

- (3) 提出された参加申込書及び提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5)提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (6)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本 国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果 生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (7) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本 語、使用する通貨は円とする。
- (8) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (9) 参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。